



地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)の一部を下記のとおり改正し、平成28年8 月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を お願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007血液化学検査中(51)を(52)、(50) を(51)とし、(49)の次に次のように加える。
  - (50) 25-ヒドロキシビタミンD

ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「DOO7」血液化学検査の「57」 1,25-ジヒドロキシビタミンD $_3$ の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミン D欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合 にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3 月に1回を限度として算定する。

- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D012感染症免疫学的検査中(45)に次のよう に加える。
  - オ 「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料	第2章 特揭診療料 第3部 検查 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料
	D 0 0 7 血液化学検査
(1)~(49) 略 (50) 25-ヒドロキシビタミンD	(1)~(49) 略 (新設)
<u>(50) 25-ヒドロギシビタミンD</u> ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化	(利) (对)
<u> </u>	
じて算定する。	
イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若し	
くはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対	
する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時	
においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として	
算定する。	
<u>(51)</u> • <u>(52)</u> 略	<u>(50)</u> • <u>(51)</u>
D 0 1 2 感染症免疫学的検査	D 0 1 2 感染症免疫学的検査
(1)~(44) 略	(1)~(44) 略
(45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性	(45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性
ア〜エ 略	ア〜エ 略
オ 「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定	(新設)
性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	(1.2) (2.2) wh
$(46) \sim (52)$ 略	$(46) \sim (52)$ 略